

## 「連絡先及び送達先を代理人とする申出書」の記載要領

- 1 この「連絡先及び送達先を代理人とする申出書」は、通則法第107条第1項《代理人》に規定する代理人を選任した不服申立人又は参加人が、当該再調査の請求の事務手続に係る連絡先又は当該再調査の請求に係る書類の送達先を当該代理人とするよう申し立てる場合に使用します。
  
- 2 (1) 本文中の「当該再調査の請求に係る\_\_\_\_\_については、上記の者へ送達願いたい。」の下線部分には、送達の対象とする再調査の請求に係る書類について、例えば次の下線部分のように記載してください。
  - 当該再調査の請求に係る 再調査決定書謄本その他再調査の請求に係る一切の書類 については、上記の者へ送達願いたい。
- (2) 本文中の「\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付の(で) \_\_\_\_\_処分に対する再調査の請求」の下線部分には、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してください。
  - (元号) ×年×月×日付の(で) (元号) ×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) (元号) ×年分、(元号) ×年分及び(元号) ×年分所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 自(元号) ×年×月×日 及び 自(元号) ×年×月×日 事業年度分法人税の重加算税の各賦課決定処分  
至(元号) ×年×月×日 至(元号) ×年×月×日
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 自(元号) ×年×月×日 課税期間分消費税及び地方消費税の  
至(元号) ×年×月×日 決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税××円の賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 所得税の青色申告の承認の取消処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) ×××についてされた××差押処分

- (元号) ×年×月×日付の (で) ×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処分
- (元号) ×年×月×日付の (で) (元号) ×年分××税の納税の猶予不許可処分
- (元号) ×年×月×日付の (で) 相続税延納申請却下処分